

富山県自転車活用推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県自転車活用推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、富山県自転車活用推進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 要綱第3条の補助事業者は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 富山県内に活動拠点をもち、県内で活動する団体であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体であること。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制下でない団体であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、補助事業者が実施する自転車の活用推進を図る事業のうち、新規性を加えた事業とし、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 富山県自転車活用推進計画（平成31年3月策定）に記載された施策の推進に関連する事業
- (2) 富山県内で実施する事業
- (3) ソフト事業
- (4) 当該年度の3月31日までに実施する事業

(補助対象外事業)

第4条 次に掲げる事業は、補助対象としないものとする。

- (1) 県の他の補助金を現に受けて実施している事業
- (2) 県の他の補助金を受けて実施する予定の事業
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- (4) 施設整備等のハード事業

(5) その他補助をすることが適当でないと認められる事業

(補助対象経費)

第5条 要綱別表に定めるもののほか、補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1) 補助事業のうち、補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分については、補助対象経費としないものとする。
- (2) 補助事業者の内部の関係者への謝金又は賃金は、補助対象経費としないものとする。
- (3) 飲食費は、補助対象経費としないものとする。
- (4) 国又は市町村の補助金（以下「国等補助金」という。）を受ける場合で、補助対象経費に補助率を乗じて算出した額（以下、「補助額」という。）と国等補助金の合計額が補助対象経費を超過する場合は、補助額からその超過分を差し引いた額を交付する。
- (5) 物品等の販売収入又は参加者等からの入場料等の収入（以下、「販売収入等」という。）が生じる場合で、補助額と販売収入等の合計額が補助対象経費を超過する場合は、補助額からその超過分を差し引いた額を交付する。
- (6) 国等補助金を受け、かつ、販売収入等が生じる場合で、補助額と国等補助金、販売収入等の合計額が補助対象経費を超過する場合も、補助額からその超過分を差し引いた額を交付する。
- (7) 補助事業者の運営に関する経費等補助することが適当でないと認める経費は、補助対象経費としないものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。